別紙様式第十六号の二十五第二の三(1)及び(2)の表記載上の注意2(2)①中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」に、「当期純利益金額（」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額（」に、「当期純利益金額を」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額を」に改め、同記載上の注意2(2)②中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」に、「当期純利益金額を」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額を」に改める。

別紙様式第十六号の二十五第二の三(3)の表中

少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）	

を

当期純利益（又は当期純損失）	

に、「少数株主に係る」を「非支配株主に係る」に改める。

別紙様式第十六号の二十五第二の三(3)の表記載上の注意5中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」に改める。

別紙様式第十六号の二十五第二の三(4)及び(5)の表中

少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）	
少数株主利益（又は少数株主損失）	
当期純利益（又は当期純損失）	

を

当期純利益（又は当期純損失）	
親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失）	
非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失）	

に改め、

少数株主利益（又は少数株主損失）	
少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）	

を削り、「少数株主に係る」を「非支配株主に係る」に改める。

別紙様式第十六号の二十五第二の三(4)及び(5)の表記載上の注意2(2)①中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」に、「当期純利益金額（」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額（」に改め、同記載上の注意2(2)②中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」に、「当期純利益金額を」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額を」に改め、同記載上の注意8中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」に改める。

別紙様式第十六号の二十五第二の五の表中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に改め、同表記載上の注意6中「又は修正再表示（」を「、修正再表示（」に、「を行った場合」を「又は当連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合」に、「又は修正再表示の」を「、修正再表示又は当連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の」に改める。

別紙様式第十六号の二十六1(2)〔企業集団の状況について記載する場合〕イの表中「連結経常収益」を「経常収益」に、「連結経常利益」を「経常利益」に、「連結当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に、「連結包括利益」を「包括利益」に、「連結純資産額」を「純資産額」に、「連結総資産」を「総資産」に改める。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第六条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条第二号ロ(3)を次のように改める。

(3)　当期純利益又は当期純損失

第二百八条の十三第二号ロ(3)及び第二百八条の二十六第三号ロ(3)を次のように改める。

(3)　親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失

別紙様式第十二号2注意事項3ホ中「を行った場合」を「又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合」に、「当該遡及適用等の」を「当該遡及適用等又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の」に改める。

別紙様式第十七号の四2(1)④中「会計処理基準」を「会計方針」に改める。

別紙様式第十七号の五1(6)様式Bの表中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同様式2(1)④中「会計処理基準」を「会計方針」に改める。

（無尽業法施行細則の一部改正）

第七条　無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

業務報告書雛形四の表記載上の注意6中「この6において同じ。）又は修正再表示」を「6において同じ。）、修正再表示」に、「この6において同じ。）を行つた」を「6において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行つた」に、「又は修正再表示の」を「、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の」に改める。

（信託業法施行規則の一部改正）

第八条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第十号中「第　期事業報告書」を「年度事業報告書」に改める。

別紙様式第十号2(1)の表中

未収収益	
前払年金費用	

を

未収収益	

に改める。

別紙様式第十号2(3)の表中「前事業年度末残高」を「当期首残高」に、「当事業年度変動額」を「当期変動額」に、「当事業年度末残高」を「当期末残高」に改め、同様式記載上の注意2(5)②中「当事業年度変動額」を「当期変動額」に改め、同記載上の注意2(5)④中「前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高」を「当期首残高、当期変動額及び当期末残高」に改め、同記載上の注意2(5)に次のように加える。

⑥　遡及適用、修正再表示又は当事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第十号の二2(1)の表中

未収収益	
前払年金費用	

を

未収収益	

に改める。